

1日でわかる労働契約法入門セミナー

～働き方改革で注目を集める労働契約法のポイントを解説～

□日時：平成30年 8月22日(水) 10:00～17:00 (6H)

□講師：石嵯・山中総合法律事務所
弁護士 佐々木 晴彦 氏

□会場：本会関西本部内 専用教室（下記案内図参照）
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主催：一般社団法人日本経営協会

□セミナーのねらい

労働契約法は、懲戒、解雇、不利益変更、安全配慮義務、有期雇用など労働契約の成立、変更、終了に関する民事的な基本ルールを定めた法律です。本年4月1日から有期契約における無期転換ルールが本格的にスタートし、また正社員と非正規社員との待遇差が問題となった最高裁判決にも注目が集まっていますが、いずれも労働契約法に関するものです。

人事労務担当者が、近時ますます重要度を増している労働契約に関する一連の問題に適切・適法に対処するには、その基本ルールを定めた労働契約法を十分に理解しておく必要があります。

本セミナーでは、労働契約法において実際に問題となりやすいポイントに焦点を当て、実務上の対応策について解説いたします。また、無期転換ルールや待遇格差を是正する「同一労働同一賃金」の対策・対処法についても、最新の判例を交えて解説いたします。

この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

石嵯・山中総合法律事務所
弁護士 佐々木 晴彦 氏

上智大学法学部国際関係法学科卒業、2014年弁護士登録(第一東京弁護士会所属)。人事労務分野(個別的労使紛争、団体的労使紛争、労働災害)を専門とする。経営法曹会議員。

【著書(*共著)】

『同一労働同一賃金ガイドライン案を考える(上)、(下)』(人事労務実務のQ&A)、『実務シリーズ 従業員の健康管理をめぐる会社の責任と実務対応(上)、(下)』(SMBC経営懇話会)、『「働き方改革」法案要綱の全容を解く』(ビジネス法務)、『私はいこう見る！同一労働同一賃金ガイドライン案』(ビジネスガイド)、『働き方改革「同一労働同一賃金」報告書を読む！』(ビジネスガイド)。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。

(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

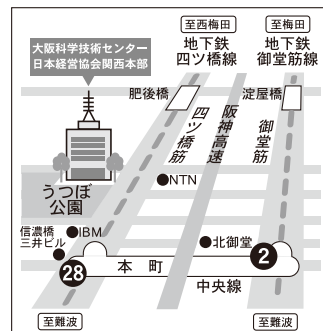
その他：

- 教材は原則として当日お渡しいたします。
- ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
- 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
- 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：重藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <http://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

< 会場案内図 >



□プログラム□

1. 労働契約法とは

- (1) 労働契約法とはどのような法律か
- (2) 「労働者」の意味
～個人請負業者も適用対象となるのか～
- (3) 「使用者」の意味
～請負・出向・派遣と労働契約～
- (4) 労働契約書を作成する義務は有るのか

2. 安全配慮義務について

- (1) 安全配慮義務の内容は
- (2) 業務上災害と安全配慮義務違反の関係
- (3) 過重労働に関する安全配慮義務の内容

3. 就業規則と労働契約の関係

- (1) 就業規則による労働条件変更法理とは
- (2) 労働条件変更時のチェックポイント

4. 人事異動(配転・出向・転籍)について

- (1) 配転・出向・転籍の法律上の違い
- (2) 配転・出向命令が有効となる範囲とは
 - ① 配転命令の有効性
 - ② 出向命令の有効性
- (3) 人事異動を行う際のチェックポイント

5. 懲戒について

- (1) 懲戒権濫用法理とは
- (2) 懲戒処分を行う際のチェックポイント

6. 解雇について

- (1) 解雇権濫用法理とは
- (2) ケース別で理解する解雇の有効性
- (3) 解雇を行う際のチェックポイント

7. 有期労働契約に関する定め

- (1) 有期労働契約の解雇、雇止めの相違点
- (2) 期間満了による終了
 - ① 雇止めの制限法理とは
 - ② 雇用継続への合理的な期待があるか否かの判断基準
 - ③ 更新上限条項は有効か
- (3) 無期転換権の発生
 - ① 発生時期
 - ② 就業規則の対応準備
 - ③ 無期転換時に労働条件変更をすることができるか
- (4) 不合理な労働条件の禁止
 - ① 労働契約法20条に関する争点
(長澤運輸事件、ハマキョウレックス最高裁判例を中心に)
 - ② 働き方改革関連法案との関連・対処法

*出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

(6)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ (重藤) 宛

NOMA		「1日でわかる労働契約法入門セミナー」参加申込書 (1000)		H30.8/22 32,400/37,800	
(フリガナ) 会社名： 団体名		TEL () — FAX () —		ご派遣責任者：	
(フリガナ) (〒) 所在地：				所属・役職：	
参加者氏名		所属・役職名		●お支払い方法 } 通信欄 } <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他 ご請求先 (ご担当) _____ (ご所属)	
(フリガナ)					
(フリガナ)					
(フリガナ)					
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 }					

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要